平成２１年（フ）第２４２号
茨城県つくば市榎戸807番地36
債務者　高橋　勝利
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第４０７号
埼玉県草加市原町１丁目11番48号
債務者　渋谷　勲昭
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４４８号
埼玉県草加市青柳８丁目14番９号
債務者　田口　義治
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４４９号
埼玉県草加市青柳８丁目14番９号
債務者　田口　宣子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４５９号
埼玉県春日部市梅田本町２丁目25番地３　エルディムスターハイム103号、旧住所茨城県古河市大手町10番40号
債務者　松井　裕之
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４６５号
埼玉県三郷市彦音２丁目36番地２ホワイトハウスＡ－１
債務者　飯嶋三佐夫
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４７２号
埼玉県三郷市彦成３丁目７番14―1016号
債務者　稗村みずほ
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４７９号
埼玉県春日部市梅田２丁目10番32号
債務者　岸上　秀男
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４７２号
埼玉県富士見市山室２丁目25番28号
債務者　藤井　　誠
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部

平成２１年（フ）第４７３号
埼玉県富士見市山室２丁目25番28号
債務者　藤井　エミ
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４８０号
埼玉県ふじみ野市西１丁目５番９号　三建レジデンス205
債務者　中村由加里
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４９４号
埼玉県鶴ヶ島市南町２丁目１番４―102号
新鶴団地
債務者　吉田　　壹
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４９５号
埼玉県鶴ヶ島市南町２丁目１番４―102号
新鶴団地
債務者　吉田　睦子
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第５１１号
埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷142番地60　レジナムンディ207号、前住所京都府京都市右京区西院六反田町２番地　アメニティー京都２番館９Ｄ室
債務者　木屋須磨子
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第５１４号
埼玉県狭山市笹井１丁目11番６―201号
債務者　高橋　佳子
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第２９７号
埼玉県深谷市上柴町西２丁目１番地22　マーヴェラス206号
債務者　保延　翔子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第３８１号
埼玉県熊谷市瀬南29番地１　グリーンハイツ202
債務者　齋藤　　孝
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部